

犯罪のない 地域社会の 実現を

保護司制度の紹介

みなさんは保護司制度をご存じですか。今回は、犯罪や非行を犯した人の更生に地道に取り組んでいる保護司のみなさんの活動について、鳥取保護区保護司会会長の金田隆臣さんにお話を聞きました。

保護司ってなに

保護観察について
教えてください

犯罪や非行をした人達が通常の社会生活をしながら、健全な社会の一員として立ち直ることを、保護司が必要な指導や援助をし、助けることです。

保護司の仕事について
教えてください

現在、鳥取市では七十三人の保護司がそれぞれ活動しています。

審判や裁判により保護観察に付されたり、少年院・刑務所から釈放される人が更生できるように、家庭訪問や面接を繰り返し行い、再び罪を犯したり非行をしないよう保護観察官と一緒に指導や助言を行います。いわば、彼らを健全な地域住民としての営みができるように協力するわけです。

保護司の決め方について
教えてください

保護司法に基づき、地域の実情に精通した人の中から市町村長の意見を聞いたうえで保護観察所長が推薦し、保護司選考会に諮られます。最終的には、法務大臣から委嘱される民間ボランティアの人です。

地域の役割

犯罪や非行の現状について
教えてください

一般的には、経済的に格別不自由のない普通の家庭の少年による非行が増加傾向にあります。罪の意識が薄く、友達ややっていたのでと言う『甘え型』や、興味本位でスリルを楽しむ『遊び型』が多く、家庭での甘やかしによる少年の精神的弱さから非行に発展する危険性が見受けられます。

保護司としての思いを
聞かせてください

私たち保護司会は地域から罪を犯す人がなくなるように願い、地域のさまざまな団体のみなさんと協力しながら地道に活動を続けています。犯罪や少年非行を未然に防ぐためには、普段からの地域での声かけなどが大切です。みなさんもぜひご協力ください。

問い合わせ先 鳥取保護区
保護司会（☎22 3518）



鳥取駅前風紋広場での出発式の様子



毎年7月を【社会を明るくする運動】強調月間として、自治連合会・警察・更生保護婦人会など各種団体の協力を得ながら、啓発活動などに取り組んでいます。
(写真は初日に行われる若桜街道での啓発パレードのようす/平成13年)